

## 「第 4 期宇都宮市障がい福祉サービス計画」の取組状況

### ◎ 趣 旨

「第 4 期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(H27～H29) の取組状況について協議するもの

#### 1 策定の目的

- 本市では、障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、平成 26 年 3 月に「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下「プラン」) を策定したところであり、このプランに掲げる各種施策・事業の推進に取り組んでいる。
- このような中、障がいのある人の地域移行や一般就労への移行を推進し、障がいのある人の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、障害者総合支援法(以下「法」)に定められた市町村障害福祉計画として策定した「第 3 期宇都宮市障がい福祉サービス計画」の計画期間(平成 24 年度～26 年度)の終了に伴い、新たに第 4 期計画を策定する。

#### 2 計画の位置づけ

- 法第 88 条に定める市町村障害福祉計画
- プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

##### ※法第 88 条

市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

#### 第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン(H26～29)

障がい者施策全般にわたる総合的な施策を定めた計画

プランに掲げる「障がい福祉サービスの充実」を具現化する実施計画として推進

#### (仮称) 第 4 期宇都宮市障がい福祉サービス計画(H27～29)

障がい福祉サービスの安定的な確保を図るための計画

##### 【計画の主な内容】

- 国の基本指針に基づき、「目標値」を設定
- 地域の実情を踏まえた「サービス見込量及び見込量の確保策」を設定

整合

法 88 条に  
基づく国の  
基本指針

#### 3 計画期間

平成 27 年度～平成 29 年度(3 年間)

#### 4 平成29年度目標値の進捗状況

以下、(1)～(3)の数値目標について、下記の評価基準により評価する。

平成27年度の目標値に対する平成27年度の実績を評価（本市の行政評価の基準を参考）

〔活動目標の達成率90%以上〕…A（順調）

〔活動目標の達成率65%以上90%未満〕…B（概ね順調）

〔活動目標の達成率65%未満〕…C（やや遅れている） と評価

##### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

###### ア 目標設定の考え方と進捗状況

###### ① 入所施設から地域生活への移行者数（第1期からの継続目標）

平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者（397人）の7%以上（28人以上）が地域生活へ移行することを目指す。（各年度約7人以上・・・B）

年度	H18～H25	H26	H27 (H28.1時点)	目標値 (H29末)	H27の進捗率 (A/B)	評価
地域生活移行者数 (各年度)		2人	3人(A)		42.9%	C
地域生活移行者数 (累計)	105人	2人	5人	28人以上		

###### ② 施設入所者の削減数（第1期からの継続目標）

平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者（397人）から4%以上（16人以上）削減することを目指す。（各年度約4人以上・・・B）

年度	H18～H25	H26	H27 (H28.1時点)	目標値 (H29末)	H27の進捗率 (A/B)	評価
削減数 (各年度)		△1人	△2人(A)		50.0%	C
施設入所者数 (削減数)	397人 (△87人)	396人 (△1人)	394人 (△3人)	381人 (△16人以上)		

###### イ 取組内容・課題等

- ・国の基本指針において、①入所施設から地域生活への移行者数は12%以上、②施設入所者の削減数は4%以上（県は、①7%以上、②4%以上）と示され、障害者総合支援法の目的に掲げる障がいの有無に関わらない地域生活の実現に向けて重要な指標であるため、本市も国・県の目標を参考に目標設定し、施設入所者の中でグループホーム等への移行が可能な障がい者に対して、個別指導・訓練を行うなど、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでいるが、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっている。
- ・今後、国がグループホームを重度の障がい者が暮らす場と位置づけるなどの検討をしていることなどを注視するとともに、目標値の達成に向け、相談支援の充実やグループホームへの移行促進、日中活動の場の確保を進めていく必要がある。

(2) 地域生活支援拠点等の整備（第4期からの新規目標）

ア 目標設定の考え方と進捗状況

平成29年度末までに、一つの地域生活支援拠点等を整備することを目指す。

年 度	H18～H25	H26	H27	目標値 (H29 末)	H27 の 進捗率	評価
地域生活支援拠点数			検討中	一つ		

イ 取組内容・課題等

・地域生活支援拠点等の整備において、重要課題となる短期入所の利用マネジメントについて、事業所ヒアリングを実施し意見等を聴取したが、施設毎の対応状況や方針が様々であり、ミスマッチ状態の発生状況や頻度が明らかでないため、施設の利用状況や利用者の意向等を確認するための事業者向け実態調査・利用者向けアンケート調査を実施しているところである。今後、平成27年度中に調査結果をとりまとめ、平成28年度以降、課題を整理し必要な対応を検討していく。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 目標設定の考え方と進捗状況

① 一般就労への移行（第1期からの継続目標）

平成29年度末における一般就労への移行を平成24年度実績（39人）の2倍以上（78人以上）とすることを目指す。（H27→59人・・・㉞，H28→68人，H29→78人以上）

年 度	H18～H25	H26	H27 (H28.1 時点)	目標値 (H29 末)	H27 の進捗率 (㉞/㉟)	評価
一般就労移行者数	192人	41人	52人 (㉞)	78人以上	88.1%	B

② 就労移行支援事業の利用者数（第4期からの拡充目標）

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者を平成25年度末（92人）の利用者から6割以上増加（147人以上）とすることを目指す。（H27→109人・・・㉞，H28→128人，H29→147人以上）

年 度	H18～H25	H26	H27 (H28.1 時点)	目標値 (H29 末)	H27 の進捗率 (㉞/㉟)	評価
就労移行支援事業の利用者数		87人	108人 (㉞)	147人以上	99.1%	A

③ 就労移行支援事業所の就労移行率（第4期からの新規目標）

平成29年度末における事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。（H27→30%・・・㉞，H28→40%，H29→50% 以上）

年 度	H18～H25	H26	H27 (H28.1 時点)	目標値 (H29 末)	H27 の進捗率 (㉞/㉟)	評価
就労移行支援事業所の就労移行率		21.4% (3/14)	30.8% (㉞) (4/13)	50.0%以上	102.7%	A

## イ 取組内容・課題等

- ・福祉施設から一般就労への移行者数について、新たに企業と就労系事業所との意見交換会を開催するなど、一般就労への支援に取り組んでおり、移行者数は順調に増加している。
- ・就労移行支援事業の利用者について、障がい者の一般就労に向け、サービス等利用計画に基づき、適切に支給決定している。
- ・就労移行支援事業所の就労移行率について、移行率が3割以上の事業所数は3か所（H26）から4か所（H27）に増加しているが、一方で移行者数を伸ばせていない事業所もある。
- ・今後とも、障がい者の一般就労を促進するため、「障がい者自立支援協議会就労支援部会」において、企業や就労支援機関との意見交換や施設見学などを行いながら、就労支援の充実を図っていく。

## 5 障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況

### ○進捗状況 **別紙2**のとおり

- ・訪問系サービスについて、最も利用の多い「居宅介護」は、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者ひとりひとりに必要な利用量を支給決定している。
- ・日中活動系サービスについて、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」は、施設や作業所において、リハビリや入浴、排せつ及び食事などの自立した日常生活のための訓練を必要とする障がい者が少なく、介護、家事の援助、創作的活動などを行う「生活介護」の利用量・利用人数が増加し、就労の機会等を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者が「就労継続支援B型」などを利用するという傾向が見受けられる。
- ・居住系サービスについて、「共同生活援助（グループホーム）」は、施設入所者の中で、グループホーム等への移行が可能な障がい者に対して、個別指導・訓練を行うなど、施設入所者の地域移行に取り組んでいるが、見込みを下回っており、「施設入所支援」は、グループホーム等への移行が見込みを下回っていることに伴い、見込みより利用者が多い。
- ・相談支援系サービスについて、「計画相談支援」は、サービス等利用計画の作成が支給決定の際に必須とされ、平成26年度中に作成できなかった利用者分を平成27年度に作成したことにより、見込みを上回った。

## 6 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況

### ○進捗状況 **別紙3**のとおり

- ・意思疎通支援事業について、障害者差別解消法の施行に伴い、手話通訳・要約筆記者の派遣利用回数の増加が今後も見込まれる。
- ・手話奉仕員養成研修事業について、市が実施する入門・基礎講座、県が実施する通訳者養成講座を継続して受講し、手話通訳者としての活動に繋げていけるよう、市が行う講座等での周知を図っていく。
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業について、県と共同実施により開催しているが、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、手話通訳・要約筆記の知識・技術を前提として、さらに盲ろう者向けの高度な手話・要約筆記表現技術等が求められるため、必要な通訳・介助員が確保できるよう、県と協力して事業を実施する。
- ・訪問入浴サービス事業について、利用者の利便性向上と安定的な運営を図るための報酬単価の引き上げによる利用人数の増であり、サービス提供の充足が図られている。